

(その1)

# 収支報告書

※該当箇所にすること

(ふりがな)

1 政治団体の名称

さとうつとむこうえんかいそうれんごうかい  
さとう勉後援会総連合会

2 主たる事務所の所在地

〒 321-0225  
下都賀郡壬生町本丸2-15-20

3 代表者の氏名

船田 章

4 会計責任者の氏名

石江正巳 5 平成25年分

事務担当者の氏名

鈴木理夫 (電話) 0282-83-0001

事務担当者の氏名

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	



国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	衆議院議員
公 職 の 種 類	佐藤 勉

資金管理団体の指定の有無(12月31日又は解散時点)	
<input type="checkbox"/> 有	公職の種類 _____
<input checked="" type="checkbox"/> 無	

資金管理団体の指定の期間		※	
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで
		コード番号	
		入 力	
		政治団体名称の 頭 2 文字	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで

受 5/30 審 5/30 2013/6/10

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額	200,000
(前年からの繰越額)	200,000
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	200,000

## 2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
人 員	0人

(2) 寄 附		
① 寄附 (②を除く。)の区分	金 額 (円)	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
② 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (① + ②)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額 (円)	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0.	
(2) 光 熱 水 費	0.	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0.	
(4) 事 務 所 費	0.	
小 計	0.	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0.	
(2) 選 挙 関 係 費	0.	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0.	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0.	
イ 宣 伝 事 業 費	0.	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0.	
エ その他の事業費	0.	
(4) 調 査 研 究 費	0.	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0.	
(6) そ の 他 の 経 費	0.	
小 計	0.	
合 計	0.	

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 5 月 30 日

政治団体の名称 さとう勉後援会総連合会

会計責任者の氏名 石江正巳 

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

⑩

(注) 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印 (又は署名) の他、代表者の記名・押印 (又は署名) が必要です。

# 政治資金監査報告書

平成26年5月26日

さとう勉後援会総連合会  
代表 船田 章 殿

登録政治資金監査人 小松 幸一  
登録番号 第 2944 号  
研修修了年月日 平成21年10月15日



## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、さとう勉後援会総連合会の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、関係帳簿及び資料の管理保管場所である、さとう勉後援会総連合会の従たる事務所（栃木県小山市喜沢84）において行った。

## 2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。  
なお、政治資金監査の対象期間においては、さとう勉後援会総連合会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

さとう勉後援会総連合会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、さとう勉後援会総連合会と政治資金監査の業務を補佐した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上